



TOKYO DESIGN
BUSINESS DESIGN AWARD

2023 年度東京ビジネスデザインアワード デザイナー向け FAQ

目次

1. 応募に関して

- Q1-1 複数のテーマに応募できますか？また、1つのテーマに複数の提案を応募できますか？ 3
- Q1-2 会社員ですが、個人として応募したいです。会社への許可が必要ですか？ 3
- Q1-3 メールや郵送でも応募できますか？ 3
- Q1-4 国内に居住していますが都内ではありません。応募は可能ですか？ 3
- Q1-5 応募受付完了メールが届きません。 3

2. 応募用紙の作成に関して

- Q2-1 ファイルデータが4MB以上になってしまいましたはどうすればよいですか。 3
- Q2-2 企画書が5枚以上になりましたが、そのまま応募してもよいですか。 3
- Q2-3 企画書にアニメーションや動画を使用してもよいですか。 3
- Q2-4 応募用紙に捺印するのを忘れてしまいました。どうすればいいですか。 4

3. デザイン提案について

- Q3-1 提案内容が応募者の許可なく企業に使用される可能性がありますか。 4
- Q3-2 応募者（デザイナー）がすでに産業財産権を取得している権利をデザインに盛り込んで提案することはできますか？また、そのことを応募用紙に記載する必要はありますか？ 4
- Q3-3 テーマ企業への会社訪問や工場見学などは開催されますか。 4

Q3-4 企業への質問がある場合、どうすればよいですか。	4
Q3-5 テーマ素材の現物を見せていただくことはできますか。	4
Q3-6 テーマ企業に直接連絡してもよいですか。	4
4.審査や審査方法について	
Q4-1 審査方法や、審査基準をしりたい.....	5
Q4-2 受賞までの流れを知りたい.....	5
Q4-3 審査結果はいつ頃、どのように発表されますか。	5
Q4-4 可否の連絡が届きません。	5
Q4-5 提案最終審査会とはどのようなものですか。	5
5.その他	
Q5-1 賞金はいつ支払われますか？	6
Q5-2 受賞作品は必ず商品化されますか？.....	6
Q5-3 事務局からの支援は具体的にどんなものがありますか？	6
Q5-4 応募費用は無料とありますが、提案最終審査会までのデザイン料は支払われますか？	6

1.応募に関する質問

Q1-1 複数のテーマに応募できますか？また、1つのテーマに複数の提案を応募できますか？

A.応募点数に制限はございません。複数応募の場合は提案ごとに応募資料を作成いただきご応募ください。

Q1-2 会社員ですが、個人として応募したいです。会社への許可が必要ですか？

A.個人でのご応募は可能ですが、賞金の支払いの都合上、副業の許可が下りていることを確認して下さい。

Q1-3 メールや郵送でも応募できますか。

A.メールや郵送でのご提出は受け付けておりません。

必ずオフィシャルサイト (<https://www.tokyo-design.ne.jp/award.html>) からアップロードしてご応募ください。

Q1-4 国内に居住していますが都内ではありません。応募は可能ですか。

A.ご応募は可能です。

Q1-5 応募受付完了メールが届きません。

A.「@jidp.or.jp」からの受信が可能であることをご確認いただき、大変お手数をおかけしますが事務局宛にお問い合わせください。

2.応募用紙の作成に関して

Q2-1 ファイルデータが4MB以上になってしまいましたがどうすればよいですか。

A.圧縮等により必ず4MB以下にしてアップロードしてください。

Q2-2 企画書が5枚以上になりましたが、そのまま応募してもよいですか。

A.企画書は、必ず5枚以下にしてください。表紙をつける必要はありません。

Q2-3 企画書にアニメーションや動画を使用してもよいですか。

A.PDFによるご提出をお願いしておりますので、アニメーションや動画は使用できません。

Q2-4 応募用紙に捺印するのを忘れてしまいました。どうすればいいですか。

A.捺印したものを再度オフィシャルサイトからアップロードの上、事務局あてに再アップロードの旨、ご連絡ください。

3.デザイン提案について

Q3-1 提案内容が応募者の許可なく企業に使用される可能性がありますか。

A.提案二次審査にて企業が書類審査を行う際には内容の秘密保持と審査以外の目的のために使用しないよう誓約書を交わしておりますので使用されることはありません。

Q3-2 応募者（デザイナー）がすでに産業財産権を取得している権利をデザインに盛り込んで提案することはできますか？また、そのことを応募用紙に記載する必要はありますか？

A.はい、応募者（デザイナー）がすでに産業財産権を取得している権利をデザインに盛り込んで提案することは可能です。その際は、企画書に①「出願番号」「特許番号」（※未登録の場合は「登録番号」と明記）と、②出願あるいは登録年月日をご記載ください。

Q3-3 テーマ企業への会社訪問や工場見学などは開催されますか。

A.今年度は会社訪問や工場見学を開催いたします。オフィシャルサイトよりお申込みください。また企業担当者への取材や、プレゼンテーション動画などのコンテンツも順次公開予定です。
※実施内容・日程等に関しては、今後の社会情勢によってはさらに変更になる場合があります。

Q3-4 企業への質問がある場合、どうすればよいですか。

A.事務局経由でご回答いたします。ご質問先とご質問内容を事務局宛にご連絡ください。

Q3-5 テーマ素材の現物を見せていただくことはできますか。

A.サンプルをご用意できる場合もございます。まずは事務局までご連絡ください。

Q3-6 テーマ企業に直接連絡してもよいですか。

A.テーマ企業への直接のご連絡はマッチング成立まで禁止させていただいております。なにかご質問等がある場合には事務局までご連絡ください。

4.審査や審査方法について

Q4-1 審査方法や、審査基準をしりたい

A.提案一次審査は審査委員会による書類審査です。提案二次審査はテーマ選定企業と審査委員による書類審査となります。オフィシャルサイト (<https://www.tokyo-design.ne.jp/award.html>) に掲載している募集要項をご確認ください。

Q4-2 受賞までの流れを知りたい

A.デザイン提案募集を10月30日に締め切り、審査委員会による提案一次審査、テーマ選定企業と審査委員会による提案二次審査を経てマッチングする提案として選出され、これが「テーマ賞」となります。テーマ賞となった企業とデザイナーは提案最終審査会に向け、提案内容をブラッシュアップする協業をスタートしていただきます。最終審査会にて最優秀賞、優秀賞として表彰された場合には企業とデザイナーそれぞれに賞金が贈呈されます。最終審査会後は、東京都・審査委員会・事務局でサポートしながら、本格的な事業化に向け正式に協業を行っていただきます。

Q4-3 審査結果はいつ頃、どのように発表されますか。

A.11月下旬に提案二次審査会終了後、マッチングする提案として選出されたデザイナーにのみご連絡いたします。マッチングが正式に成立したら、翌年1月中旬ごろにオフィシャルホームページにテーマ賞受賞として公開されます。

Q4-4 合否の連絡が届きません。

A.マッチングする提案として選出された場合にのみ、ご連絡いたします。ご連絡がない場合には不通過となります。ご了承ください。

Q4-5 提案最終審査会とはどのようなものですか。

A.企業とデザイナーをマッチングした「テーマ賞」による、協業の成果を公開プレゼンテーション形式で発表する会です。提案最終審査では、各企業のテーマに対するデザイン提案について、受賞デザイナーがプレゼンテーションをおこない、最優秀賞、優秀賞を決定します。また、協業によって生まれた提案の試作品展示も行っています。(今後の状況により、開催内容の変更または中止となる場合があります。)

5.その他

Q5-1 賞金はいつ支払われますか。

A.提案最終審査会終了後、3ヶ月以内を予定しております。

Q5-2 受賞作品は必ず商品化されますか？

A. 商品化は必ずではありませんが、テーマ選定企業が優先的に実現化/商品化できる権利を保持しています。提案最終審査後、企業とデザイナーが商品化に向けて本格的に協業していただけるよう、アワード終了後の一年間、事務局によるサポートを継続しておこなってまいります。

Q5-3 事務局からの支援は具体的にどんなものがありますか。

知的財産、デザイン契約、販路開拓、情報発信など事業スタートに関わることを無料で相談できます。また、審査の段階から審査委員会がコンサルテーションをおこない、実践的なアドバイスが得られます。そのほか、年間を通して、テーマ賞受賞者に向けたセミナーやワークショップ・勉強会を実施、各テーマ賞受賞者の進捗状況に合わせたサポートを行っております。

Q5-4 応募費用は無料とありますが、提案最終審査会までのデザイン料は支払われますか。

A.支払われません。

本アワードのプロセスは、『事業提案型コンペティション』としていて、ものづくり中小企業が持つ高い技術や素材をコンペティションの『テーマ』として選定し、選定された『テーマ』に対して、新たな用途の開発などを軸とした事業全体のデザインを『提案』としてコンペティション形式でデザイナーから募集し、優れた事業提案に対して賞金を出すとともに実現化を目指すという仕組みです。最終審査会までは、協業のお試し期間として双方実費にて取り組んでいただいております。提案最終審査会后、提案を実現化していくフェーズになりましたら、改めてデザイン契約を結んでいただき、正式にお仕事として協業していただきます。